浄化槽の性能評価方法細則 第1章「7.浄化槽機能等調査(任意実施)」 事 前 協 議 用 資 料

1.試験概要:

1. 叫釈怀女 .								
選択する試験方法	恒温短期評価試験							
	現場設置試験方法(現場評価試験 1)							
	現場設置試験方法(現場評価試験2)							
試験実施体制	(財)日本建築センター評定部浄化槽試験所(試験機関) 試験機関以外							
	試験員種別		機関名		氏 名			
	・監 査 人:							
	・統括試験員:							
	・実施試験員:							
	・実施試験員:							
	・水質分析機関:				-			
	実施試験員の欄が不足す	る場合は、適宜追加する。			•			
試験依頼者と	会 社 名:							
担当者名	担当者名:							
性能評価申請予定	申請予定範囲(人槽範囲	及び汚水量範囲)処理方式、	処理性能、処理工程は以	「下とし、詳細は性能	と評価申請予定浄化	Ľ槽を想定し		
の概要	て作成した「構造方法の概要(本資料の別添)」による。							
申請予定範囲	人~ 人(浄化槽	機能等調査の規定により、家	庭用 5~10 人の範囲内)					
処理方式								
処理性能	BOD mg/L	以下、 S S mg/	L以下、 T - N	mg/L以下、	T - P m	ig/L以下		
	大腸菌群数 個	/ c m³以下						
処理工程	以下にブロックフローで	記載(次ページ添付としても	よい)					

2. 浄化槽の性能評価方法・同細則要求事項(事前整理 以下は主要な事項であり、詳細は当該方法、同細則により確認する)

各試験共诵事項

・浄化槽機能等調査(細則第1章「7.浄化槽機能等調査」関係)

浄化槽機能等調査は、「観察」、「採水」および「測定」に限ることとし、「観察」、「測定」の結果やその数値に基づき行われる「調整」、「移送」、「返送」、「洗浄」等の行為を行ってはならない。

指定性能評価機関は、調査行為を行ったことにより、試験が有利となる可能性は無いか否かを以下により確認する。

調査行為が維持管理要領書の範囲を超える調査事項、頻度で行われていないかを確認する。

調査行為自体が試験結果に有利な条件をもたらす可能性が無いか確認する。

・保守点検項目(細則第1章「4.試験槽の管理方法」関係)

維持管理要領書に従った調整、操作は、試験期間中に実施する。その頻度は、浄化槽法施行規則第6条に規定された処理方式・人槽別に応じて要求される最小頻度(事前協議対象が家庭用であるため、膜分離方式を除き1回/4月となる)とし、透視度、pH、DOは必須管理指標とする。

・大腸菌群数(細則第1章「5.2.5 大腸菌群数に関する判定」関係)

消毒槽の構造が構造方法第1第1号(四)によるもので、日平均汚水量の 15 分間分の滞留時間を有し、かつ、目標性能が大腸菌群数 3,000 個 / c m 3以下である場合には、大腸菌群数に係る採水・分析を行わなくてよい。ただし、残留塩素濃度測定は省略してはならない。

・貯留汚泥測定(細則第2章「10.貯留汚泥測定方法」関係)

4週間に1回、汚泥貯留部のスカム厚、汚泥厚、占有体積等の測定を行う。

恒温短期評価試験

・原則として各単位装置流出水の採水・分析は行わない。

ただし、保守点検項目の必須管理指標である透視度、pH、DOについては、維持管理要領において要求される箇所において、最低頻度により採水・分析を行う。

現場設置試験方法「現場評価試験1、2」

・各単位装置流出水(処理水までを含める)について、水温、 p H の採水・分析を実施する。 なお、保守点検項目の必須管理指標である透視度、p H、D O については、維持管理要領において要求される箇所において、最低頻度により採水・ 分析を行う。

3.試験要求項目(浄化槽の性能評価方法・同細則要求事項) 機能等調査項目(自主調査用)一覧

操作項目	頻度	操作内容	維持管理要領書 要求事項	試験要求 項目	機能等 調査項目	任意実施	考察及び備考

操作項目	頻度	操作内容	維持管理要領書 要求事項	試験要求 項目	機能等 調査項目	任意実施	考察及び備考

4 . 採水箇所

(以下に試験槽の平面図、断面図を用い、採水箇所を明記する。)

5. 採水等に使用する器材等

(採水・測定等に用いる器材を以下に記入する。必要に応じて器材の写真等を添付する。)

記入例

浄化槽の性能評価方法細則 第1章「7.浄化槽機能等調査(任意実施)」 事 前 協 議 用 資 料

1.試験概要:

1.試験概要:								
選択する試験方法	恒温短期評価試験							
	現場設置試験方法(現場評価試験 1)							
	♥ 現場設置試験方法(現場評価試験 2)							
試験実施体制	(財)日本建築センター評定部浄化槽試験所(試験機関)							
	✔ 試験機関以外							
	試験員種別 機関名 氏名							
	・監 査 人:							
	・統括試験員: (財)							
	・実施試験員:							
	・実施試験員:							
	・水質分析機関: (財) -							
	実施試験員の欄が不足する場合は、適宜追加する。							
試験依頼者と	会社名: 株式会社							
担当者名	担当者名:							
性能評価申請予定	申請予定範囲(人槽範囲及び汚水量範囲)処理方式、処理性能、処理工程は以下とし、詳細は性能評価申請予定浄化槽を想定し							
の概要	て作成した「構造方法の概要(本資料の別添)」による。							
申請予定範囲	人~ 人(浄化槽機能等調査の規定により、家庭用 5~10 人の範囲内)							
処理方式								
処理性能	BOD mg/L以下、 SS mg/L以下、 T-N mg/L以下、 T-P mg/L以下							
	大腸菌群数 個 / c m ³ 以下							
処理工程	以下にブロックフローで記載(次ページ添付としてもよい)							

2. 浄化槽の性能評価方法・同細則要求事項(事前整理 以下は主要な事項であり、詳細は当該方法、同細則により確認する)

各試験共通事項

・浄化槽機能等調査(細則第1章「7.浄化槽機能等調査」関係)

浄化槽機能等調査は、「観察」、「採水」および「測定」に限ることとし、「観察」、「測定」の結果やその数値に基づき行われる「調整」、「移送」、「返送」、「洗浄」等の行為を行ってはならない。

指定性能評価機関は、調査行為を行ったことにより、試験が有利となる可能性は無いか否かを以下により確認する。

調査行為が維持管理要領書の範囲を超える調査事項、頻度で行われていないかを確認する。

調査行為自体が試験結果に有利な条件をもたらす可能性が無いか確認する。

・保守点検項目(細則第1章「4.試験槽の管理方法」関係)

維持管理要領書に従った調整、操作は、試験期間中に実施する。その頻度は、浄化槽法施行規則第6条に規定された処理方式・人槽別に応じて要求される最小頻度(事前協議対象が家庭用であるため、膜分離方式を除き1回/4月となる)とし、透視度、pH、DOは必須管理指標とする。

・大腸菌群数(細則第1章「5.2.5大腸菌群数に関する判定」関係)

消毒槽の構造が構造方法第1第1号(四)によるもので、日平均汚水量の 15 分間分の滞留時間を有し、かつ、目標性能が大腸菌群数 3,000個/cm³以下である場合には、大腸菌群数に係る採水・分析を行わなくてよい。ただし、残留塩素濃度測定は省略してはならない。

・貯留汚泥測定(細則第2章「10.貯留汚泥測定方法」関係)

4週間に1回、汚泥貯留部のスカム厚、汚泥厚、占有体積等の測定を行う。

恒温短期評価試験

・原則として各単位装置流出水の採水・分析は行わない。

ただし、保守点検項目の必須管理指標である透視度、pH、DOについては、維持管理要領において要求される箇所において、最低頻度により採水・分析を行う。

現場設置試験方法「現場評価試験1、2」

・各単位装置流出水(処理水までを含める)について、水温、pHの採水・分析を実施する。 なお、保守点検項目の必須管理指標である透視度、pH、DOについては、維持管理要領において要求される箇所において、最低頻度により採水・ 分析を行う。

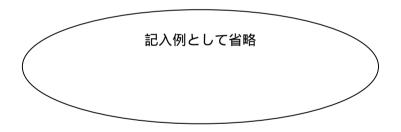
3.試験要求項目(浄化槽の性能評価方法・同細則要求事項) 機能等調査項目(自主調査用)一覧

操作項目	頻度	操作内容	維持管理要領書 要求事項	試験要求 項目	機能等 調査項目	任意実施	考察及び備考
槽流出水	1回/2週	水温					考察:
採水・分析	1回/4月	小温					機能等調査項目として分析する ための採水量は、1回あたり L/各
	1回/2週	n U					単位装置流出水採水で合計 L)
	1回/4月	рН					であり、試験結果に影響を及ぼす可
	1回/4月	BOD					能性があるため、試験要求項目採水

操作項目	頻度	操作内容	維持管理要領書 要求事項	試験要求 項目	機能等 調査項目	任意実施	考察及び備考
	1回/4月	NOx - N					日から1週間ずらして実施する。
	/	•••					備考: 採水方法は試験要求項目と同様 とする。

4 . 採水箇所

(以下に試験槽の平面図、断面図を用い、採水箇所を明記する。)



5. 採水等に使用する器材等

(採水・測定等に用いる器材を以下に記入する。必要に応じて器材の写真等を添付する。)

記入例として省略